

(案)

関東運輸局管内自家用電気工作物保守管理業務委託契約書

支出負担行為担当官 関東運輸局長 ○○ ○○ (以下「発注者」という) と○○○○代表取締役 ○○ ○○ (以下「受注者」という) は、発注者が設置する自家用電気工作物の保安に関する業務の委託について、次のとおり契約するものとする。なお、本委託契約の履行細目は別紙「自家用電気工作物の保安管理業務委託契約細目」に基づくものとする。

第1条 (信義誠実の原則)

発注者及び受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

第2条 (目的)

本契約により、受注者は第3条に定める契約対象自家用電気工作物の保安管理業務について、別紙「自家用電気工作物の保安管理業務委託契約細目」に基づき行い、発注者は、受注者に対し、その代価を支払うものとする。

第3条 (契約対象自家用電気工作物の概要)

契約対象自家用電気工作物 (以下「自家用電気工作物」という) の概要は次のとおりとする。

- (1) 事業場名…別紙「事業場一覧表」のとおり
- (2) 事業場の所在地…別紙「事業場一覧表」のとおり
- (3) 設備容量…別紙「事業場一覧表」のとおり
- (4) 受電電圧…別紙「事業場一覧表」のとおり

第4条 (点検の頻度)

点検の頻度は次のとおりとする。

- (1) 定期点検
 - ア. 月次点検…隔月に1回
 - イ. 年次点検…年1回
- (2) 臨時点検…異常が発生した場合及び発生するおそれがある場合など、必要に応じて行なうものとする。また、通知を受けてから2時間以内に対象事業場に到達するものとする。

第5条 (業務内容)

受注者に委託する保安管理業務は、次によるものとする。

- (1) 第3条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行ない、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について発注者に報告すること。
 - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を究明するとともに、応急措置を指導・助言し、再発防止のために必要となるべき措置を報告することとする。また、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に規定する電気事故報告の作成及び手続の指導・助言を行なうこと。
 - (3) 電気事業法第107条第2項に規定する立ち入り検査における立会いを行なうこと。
 - (4) 第3条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面の作成並びに手続に関する指導・助言を行なうこと。
 - (5) 第3条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事に係る設計の審査及び竣工検査を行ない、必要に応じてとるべき措置を発注者に報告すること。
 - (6) 第3条に掲げる自家用電気工作物の設置及び変更の工事について、発注者からの通知を受けて、工事中の点検を行ない、必要となるべき措置を報告することとする。
- 2 前項各号の受注者に委託する保安全管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する自家用電気工作物については、発注者は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行なうものとし、受注者は発注者の求めに応じて助言を行なうこと。
- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
 - (2) 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械等
 - (3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等
 - (4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
 - (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所に設置された機器等
 - (6) 高所又は隠蔽場所に設置された配線及び機器等
 - (7) 業務上の都合等発注者による事由で、受注者が立ち入ることのできない箇所に設置された機器等
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者は自主的に安全の確認を行ない、善良な管理に努めるものとする。

第6条（契約金額及び支払）

- 契約金額は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円税率10%を含む。）とし、別紙「内訳書」の金額を別の定めにより支払うものとする。
- (2) 受注者は、業務に相当する契約金額の支払を発注者に請求するものとする。
 - (3) 発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

のとする。

(4) 前号において、発注者の責に帰する事由により支払が遅延した場合は、受注者に対し前号の期間満了の日から支払の日まで年 2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。ただし、その金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

第7条（契約保証金）

発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

第8条（延滞料）

受注者の責に帰する事由により、所定の作業を完了することができないときは、発注者は、期限の翌日から起算して納入当日までの遅延作業に相当する金額に対し、年3.0%の割合をもって延滞料を徴収する。

第9条（事情変更）

発注者は、必要があると認める場合には、受注者と協議して業務の内容を変更することができることとし、又は業務を一時中止し、若しくは業務の全部又は一部を打ち切ることができる。

2 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変動により、本契約に定める事項が不適となったと認める場合には、本契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面により定めるものとする。

第10条（検査）

受注者は、業務を行なったときは、その都度業務の終了を速やかに発注者に報告し、発注者の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受け、実施確認書を提出し、検印を受けなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を行なわなければならない。

3 受注者は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

4 受注者は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく、第5条に定める業務を行い、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

5 前項の場合において生ずる一切の費用は受注者の負担とする。

第11条（契約の解除）

発注者は、次の各号の一つに該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。

- 一 所定の期限内に契約内容を実行する見込みがないことが明らかになったとき。
- 二 この契約の履行に関して、受注者またはその代理人（下請け人は代理人とみなす。）若しくは、使用人等に不正の行為があったとき。
- 三 第12条の規定に違反したとき。
- 四 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。
- 五 受注者が破産の宣告を受け、または無能力者となり、もしくは居所が不明となったとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対し

て当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2. 前項の場合において、受注者は、違約金として契約金額から、実行済みの分を差し引いた額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

第12条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第13条（損害賠償）

受注者は、第9条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合又は、第11条第1項若しくは第2項の規定による解除の場合には、発注者に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、受注者は発注者に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合には第6条、第8条及び第10条の規定については、準用するものとする。

- 2 第11条第2項の規定による解除の場合は、発注者は受注者に損害賠償を請求できるものとする。
- 3 受注者は本契約を履行するにあたり、発注者に損害を与えるときは受注者の負担において、その損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰する場合においては、この限りではない。
- 4 受注者は本契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において、その損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰する場合においては、この限りではない。
- 5 第2項又は第3項に定める損害賠償の額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第14条（機密保持）

発注者及び受注者は、この契約の履行に際して知り得た相手方の機密事項を第三者に漏洩してはならない。

- 2 発注者及び受注者は、本契約の履行上知り得た相手方の従業員に関する、又は相手方の保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報を本契約に定める目的以外に利用しないものとする。

第15条（紛争の解決）

この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

第16条（協力）

発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議した事項については、速やかに必要な措置をとることとする。

第17条（協議）

本契約に関して疑義を生じたとき、又は契約に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第18条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

以上、本契約の締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者において記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
支出負担行為担当官
関東運輸局長 〇〇 〇〇 印

受注者 〇〇〇〇〇〇（住所）
〇〇〇〇〇〇（会社名）
〇〇〇〇（代表者役職名） 〇〇 〇〇（代表者名） 印

自家用電気工作物の保安管理業務委託契約細目

第1条（点検、測定及び試験の基準等）

関東運輸局管内自家用電気工作物保守管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）

第4条第1項第1号に定める定期的な点検、測定及び試験は別表1によるものとする。

2 契約書第4条第1項第2号のうち、必要に応じて行う臨時点検については、次によるものとする。

(1) 次に掲げる自家用電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行うものとする。

ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ 受電用遮断器（電力ヒューズ含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

(2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行うものとする。

3 契約書第5条第1項第6号に定める工事中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう自家用電気工作物の工事期間中は毎週1回行うものとする。

第2条（発注者受注者相互の通知）

発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を速やかに受注者に通知するものとする。

(1) 電気事故その他自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合

(2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合

(3) 自家用電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合

(4) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合

(5) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、自家用電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合

(6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合

(7) 非常災害に備えて自家用電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合

(8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合

(9) 電気の保安に関する組織を変更する場合

(10) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合

- (11) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があった場合
 - (12) 電力会社との契約電力を変更する場合
 - (13) 絶縁監視装置（電話連絡方式）が設置されている事業場にあつては、絶縁監視装置が警報を発した場合
 - (14) その他必要な場合
- 2 受注者は、次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。
- (1) 受注者の執務時間内における受注者への連絡方法
 - (2) 受注者の執務時間外における受注者への連絡方法
 - (3) その他必要な事項

第3条（連絡責任者等）

発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知する。

- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代行者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知する。
- 3 発注者は、前2項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知する。
- 4 発注者は、連絡責任者又は代行者を、受注者の行う保安管理業務に原則として立ち会わせるものとする。

第4条（実施日程等）

受注者は、契約書第4条第1項第1号に定める業務について、原則として、月次点検は平日の発注者の執務時間に、年次点検は土曜日に実施すること及びあらかじめ発注者に対して、実施予定日を通知すること。

- (1) 月次点検（主として運転中の施設の点検、測定及び試験）については、実施予定日の前日まで
 - (2) 年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験）については、実施予定日の2週間前まで
- 2 発注者は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力することとする。ただし、業務の都合等やむを得ない理由により、日程の変更をする場合は、発注者及び受注者において協議のうえ、新たな日程を定めるものとする。
- 3 年次点検等の実施において、電力会社等の分岐開閉器の開閉操作を行う場合の手続きは、受注者が行うことができるものとする。

第5条（事業場内の立入り等）

受注者は、保安管理業務を行うため、必要に応じて発注者の事業場内に立ち入ること

ができるものとする。この場合において、受注者は、発注者の服務規律を尊重するものとする。

第6条（保安業務担当者の資格等）

受注者は、保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとし、契約書第3条に掲げる事業場の担当者（以下「保安業務担当者」という。）には、保安業務従事者から指名するものとする。

- 2 保安業務担当者は、必要に応じて保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 3 保安業務従事者は、保安管理業務に従事する証を常に携行し、発注者の求めに応じて提示すること。
- 4 保安業務従事者は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 5 受注者は、保安業務担当者及び第2項に該当する保安業務従事者を、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に通知するものとし、発注者はその内容を確認することとする。また、変更の場合も同様とする。

第7条（記録の確認等）

受注者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、発注者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

第8条（支払条件等）

契約書第6条に定める契約金額は、受注者が適法な請求書を提出し、発注者が受理した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 発注者の受注者に対する支払は、原則として受注者の指定する金融機関に払い込むものとし、払込日をもって支払われたものとする。
- 3 契約が消滅し、又は変更した場合は、必要に応じて契約額の変更を行うものとする。

第9条（損害賠償の免責）

受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は受注者が報告、助言した事項について、発注者が都合により実施しなかったことにより損害を生じた場合
- (2) 発注者が法令又は契約に違反することにより損害を生じた場合
- (3) 第2条第1項に掲げる発注者から受注者への通知を怠ることに起因して損害を生じた場合

(4) その他受注者の責めとならない事由により損害を生じた場合

第10条（記録の保存）

受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者及び受注者双方において3年間保存するものとする。

第11条（監視装置の設置等）

受注者は、発注者の申し出により監視装置を設置する場合は、受注者の所有する監視装置を、発注者の事業場に設置するものとする。

- 2 発注者は、受注者が監視装置を設置する場所の提供、電話回線などの既存の施設の利用については便宜を供するものとする。
- 3 監視装置及び設置工事に要する費用は、原則として受注者の負担とする。
- 4 監視装置の保守は受注者が行うものとし、その費用は、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、受注者の監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。
- 6 絶縁監視装置の警報を、発注者の加入電話回線を利用して、受注者の事業所に通報する場合の電話料は、受注者の負担とする。

第12条（監視装置の撤去）

受注者は、第15条第2項に基づき監視装置の契約を更改する場合及び第16条により契約を解除した場合は、監視装置を撤去するものとする。

第13条（備品等の整備）

発注者は受注者と協議のうえ、発注者の負担において自家用電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとする。

第14条（機密の保持）

発注者及び受注者は、本契約により知り得た機密を他に漏らさないものとする。

第15条（契約期間内の更改）

発注者及び受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

- (1) 設備容量の変更が生じた場合
- (2) 受電電圧の変更が生じた場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類の変更が生じた場合
- (4) 別表2「経済産業省告示に基づく需要設備の設備条件と点検頻度」を満たさなくなった場合

- 2 監視装置が設置してある場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約有効期間内であっても、発注者及び受注者において協議のうえ、この契約を更改できるものとする。
 - (1) 発注者の自家用電気工作物が未改修により、絶縁不良が継続する等、監視装置による監視が不能となった場合
 - (2) 発注者より監視装置の撤去の申し出を行った場合

第16条 (契約の解除等)

次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除できるものとする。

- (1) 発注者又は受注者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- (2) 発注者が支払いを遅滞した場合
- 2 前項のほか、発注者受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1ヶ月前までに、その旨書面により、相手方に通知し、発注者及び受注者の相互が合意の上で解除できるものとする。
- 3 契約書第3条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
 - (1) 廃止した場合
 - (2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
 - (3) 一般用電気工作物となった場合
 - (4) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合

第17条 (電気工作物以外の不安全施設に対する措置等)

保安全管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」という。)がある場合は、発注者及び受注者において協議のうえ、発注者は速やかに改修するものとする。

- 2 前項の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。
- 3 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該自家用電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。
- 4 受注者は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安全管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができる。

第18条 (契約事項等の解釈)

契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとする。

点検、測定及び試験の基準等
(月次点検及び年次点検)

1. 需要設備

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる区分開閉器引込線等 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1
		区分開閉器動作試験		○	※1
		保護継電器動作試験		○	※1
		保護継電器動作特性試験		○	
	断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1
	遮断器 開閉器	外観点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		内部点検		○	
		絶縁油の点検・試験		○	※3
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検		○	
		絶縁油の点検・試験		○	※3
電力用コンデンサ	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
避雷器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
母線	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
その他の高圧機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
配電盤 制御回路	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
	保護継電器動作試験		○		
	保護継電器動作特性試験		○		
	計器校正試験		○		
	制御回路試験		○		
受電設備の建物・室キュービクルの金属箱	外観点検	○	○		
接地装置	外観点検	○	○		
	接地抵抗測定		○	※2	

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器、遮断器、開閉器、変圧器、計器用変成器、電力用コンデンサ、その他高圧機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検		○	
		絶縁油の点検・試験		○	※3
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	※2
電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置、電気溶接機、照明装置、配線、配線器具、その他の機器、設置装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	※2
		漏洩電流測定		○	
		絶縁監視		常時	

- 注) (1)「外観点検」とは、主として目視による点検をいう。
(2)※1を付した項目は、停電範囲により実施しないことがある。
(3)※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
(4)※3を付した項目は、PCB混入のおそれがある場合は、試験を省略することがある。
(5)「漏洩電流測定」は、監視装置を設置していない場合に、高圧受配電設備の変圧器のB種接地工事の接地線において測定する。
(6)「絶縁監視」とは、変圧器のB種接地工事の接地線に監視装置を設置している場合、低圧電路の絶縁状態を監視することをいう。
(7)変圧器の二次側以降の低圧電路(電気使用場所の設備を含む)と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録又は監視装置の監視記録により代えることがある。

経済産業省告示に基づく需要設備の設備条件と点検頻度

- (1) 次のアからオまでの設備条件のすべてに適合する設備容量が100キロボルトアンペア以下（小規模高圧需要設備を除く）のもの又は低圧受電の需要設備については、隔月1回以上
 - ア 構外にわたる高圧電線路がないもの
 - イ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの
 - ウ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの
 - エ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
 - オ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電で夏確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

- (2) (1) に適合する需要設備であって、かつ、次のアからウまでのすべての設備条件に適合するものについては、3ヶ月に1回以上
 - ア 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る）
 - イ 蓄電池設備又は非常用発電設備がないもの
 - ウ 引込施設に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの

- (3) (1) のアからオまでの設備条件全てに適合する信頼性の高い設備であって、絶縁監視装置を設置している需要設備については、隔月1回以上

- (4) 上記(1)、(2)及び(3)以外の需要設備にあつては、毎月1回以上